

公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則
公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人福知山市文化協会（以下「協会」という。）が文化の発展・向上又は協会の運営等に貢献し、その功労顕著なものを顕彰し文化の振興に資することを目的とする。

(顕彰の基準)

第2条 会長は、次の各号に該当する個人又は団体を顕彰する。

- (1) 文化の発展向上に貢献し、その功績顕著なもの。
- (2) 多年協会の運営に貢献し、その功績顕著なもの。
- (3) その他顕彰に値すると認められるもの。

(顕彰の具申)

第3条 会員は、前条各号に該当すると認められるものがあるときは、次の調書を添えて、会長に具申するものとする。

(1) 個人に関する調書

- ア 氏名・住所及び生年月日
- イ 功績顕著と認める事項
- ウ その他参考となる事項
- エ 感謝状推薦の場合、役員歴

(2) 団体に関する調書

- ア 団体の名称・所在地及び代表者の氏名
- イ 功績顕著と認める事項
- ウ その他参考となる事項
- エ 感謝状推薦の場合、団体の組織及び沿革の概要

(顕彰の方法)

第4条 顕彰は、前条の調書に基づき顕彰審査委員会の審査を経てこれを行う。

- 2 顕彰は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて行う。
- 3 顕彰は、総会の席上において、又は必要と認められるとき、会長が行う。

(死亡者の顕彰)

第5条 顕彰前に、被顕彰者が死亡したときは、生前にさかのぼって顕彰することができる。

(顕彰審査委員会)

第6条 顕彰審査委員会の組織・運営、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、本協会の設立の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月11日から施行する。

(個人用) 表彰状授与者候補推薦書

令和 年 月 日

公益社団法人福知山市文化協会

会長 前田 竹司 様

推薦

印

下記のとおり推薦します

記

(ふりがな) 候補者名		生年 月日	年 月 日	男女
(ふりがな) 所属団体名				
現住所	〒	電話		
功績顯著と認める事項				
その他参考事項				

*様式のフォーム（Word 形式）を御希望の場合は、福知山市文化協会のメールアドレス（qq554h49@air.ocn.ne.jp）に請求願います。

(団体用) 表彰状授与者候補推薦書

令和 年 月 日

公益社団法人福知山市文化協会
会長 前田 竹司 様

推薦

印

下記のとおり推薦します

記

(ふりがな) 候補団体名		(ふりがな) 代表者氏名	
所在地	〒	住 所	〒 電話()
功績顯著と認める事項			
その他参考事項			

※様式のフォーム（Word 形式）を御希望の場合は、福知山市文化協会のメールアドレス（qq554h49@air.ocn.ne.jp）に請求願います。

(個人用)

感謝状贈呈者候補推薦書

公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則

令和 年 月 日

公益社団法人福知山市文化協会

会長 前田 竹司 様

推薦 団体名

代表者氏名

(印)

下記のとおり推薦します

記

(ふりがな) 候補者名		生年 月日	年 月 日	男 女
(ふりがな) 所属団体名		現役 職名		
現住所	〒	電話		
役員歴	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
功績顯著と認める事項	(団体における活動・運営等の功績)			
その他参考事項				

※様式のフォーム（Word 形式）を御希望の場合は、福知山市文化協会のメールアドレス（qq554h49@air.ocn.ne.jp）に請求願います。

(団体用)

感 謝 状 贈 呈 者 候 補 推 薦 書

公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則

令和 年 月 日

公益社団法人福知山市文化協会

会長 前田 竹司 様

推薦

印

下記のとおり推薦します

記

(ふりがな) 団体名		(ふりがな) 代表者氏名	
所在地	〒	住 所	〒 電話()
設立年月日			
組織及び沿革の概要			
功績顕著と認める事項			
その他参考事項			

※様式のフォーム（Word 形式）を御希望の場合は、福知山市文化協会のメールアドレス（qq554h49@air.ocn.ne.jp）に請求願います。

公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則細則

本細則は、顕彰規則の各条の適用細目を定める。

第1条 顕彰規則第2条（顕彰基準）の細目

(1) 「文化の発展向上に貢献し、その功績顕著なもの」

A表彰：協会に所属している団体・個人を対象とし、会長名の表彰状を贈る。

• 顕著なる功績の内容

- ①国際的又は全国的な評価を得て、顕彰を受けたもの
- ②近畿圏又は京都府圏にて、評価を得て、顕彰を受けたもの
- ③北近畿圏又は福知山市圏にて、評価を得て、顕彰を受けたもの

B表彰：協会に所属していない、福知山市在籍の団体・個人を対象に A 表彰同様の表彰状を贈る。

(2) 「多年協会の運営に貢献し、その功績顕著なもの」

協会員として在籍、活動中なるものを対象とし、会長名の感謝状を贈る。

役職	対象在籍年数	適用
役員	通算10年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は退任後に対象とする。 ・以後も同年数在任毎に対象とする。
加盟団体	加盟10年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・以後も同年数毎に対象とする。
加盟団体役員	通算10年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体代表者により、顕彰申請書を会長に提出申する。
加盟団体の表彰を受けた者	加盟団体の自主的判断に任せること	<ul style="list-style-type: none"> ・協会加盟団体にて指導、活動など顕著なる功績により、団体内表彰を受けた者 ・加盟団体代表者より、表彰状（写し）を添えた顕彰申請書を会長に提出申する。
加盟団体に所属の団体	加盟団体所属10年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体代表者により、顕彰申請書を会長に提出申する。

(3) 「その他顕彰に値すると認められるもの」

協会所属の有無にかかわらず、次に該当する者を対象とし、会長名の感謝状を贈る。

対象	対象内容
一般団体及び個人	福知山市域にて文化活動を展開し、その功績が顕彰に値すると理事会にて承認の団体及び個人
多額寄付者	<ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術会館（仮称）建設基金（3万円以上） ②協会運営資金（5万円以上）

(附則)

この規程は、公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則の施行の日から施行する。

公益社団法人福知山市文化協会
顕彰審査委員会規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則第6条に基づく顕彰審査委員会（以下「委員会」という。）の組織運営については、この規程の定めるところによる。

(被顕彰者の選考)

第2条 委員会は、顕彰具申があった場合は、調書に基づき当該事項に関して審査を行い被顕彰者を選考しなければならない。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員7名をもって組織する。

(委員の選任)

第4条 委員は、次の各号に該当する者の中から会長が委嘱する。

(1) 副会長の職にある者の中から1名

(2) 理事の職にある者の中から6名

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、前条第1号に該当する者をもってこれに充てる。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(開会の要件)

第7条 委員会は、委員5名以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議長)

第8条 委員長は、会議の議長とし議事を整理する。

(委員会の運営)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 委員会は、審査を終了したときは、すみやかにこれを書面に作成して会長に報告しなければならない。

(審査の不関与)

第10条 委員長及び委員は、自己の審査に関する会議に関与することができない。

(規程外の措置)

第11条 この規程に定められたもののほか、必要な事項は委員長がこれを定める。

(附則)

この規程は、公益社団法人福知山市文化協会顕彰規則の施行の日から施行する。